

【声明】

新潟地裁長岡支部の異議審決定を覆し、帝京長岡・吉田大教諭の解雇を無効と判断した東京高裁決定を、学園は真摯に受け止め、吉田教諭を一刻も早く職場に戻すことを求めます

東京高等裁判所第2民事部は6月27日、「解雇は解雇権の濫用で無効」として賃金仮払いを命じた新潟地裁長岡支部決定(2020年9月18日)を支持し、仮処分決定を取り消した新潟地裁長岡支部の異議審決定を取り消し、本案判決が出るまでの賃金仮払いを命じた仮処分決定を認可する決定を下しました。

東京高裁は、学園の就業規則で規定する「職務に必要な適格性を欠く場合」によって教職員を解雇する場合には、「当該教職員に使用者の改善措置によっても容易に矯正しがたい職務を行うに必要な能力の不足又は素質、性格に基因する不適格な行為であって、その職務の遂行に支障があり、その支障の程度が当該教職員を組織から排除しなければならないほど重い場合をいうものと解するのが相当」としたうえで、学園が解雇理由として主張した、県労働委員会及び中央労働委員会で不当労働行為として認定された平成27年4月1日付懲戒処分について、対象事実のほとんどが認められないとし、無効な本件懲戒処分を解雇理由として考慮することはできないとしました。

さらに、解雇事由についてもひとつ一つ検討し、その事実が認められないか、不適切な言動があったとしても、その事実だけでは解雇は客観的な合理性を欠き、社会的相当性が認められないとしました。

解雇事由の一つとした授業中の言動についても、「教員が、授業等の中での日常的に生徒と接し、その意欲を引き出し、育成を支援するための言動の中で、不適切なものが含まれ得る場合があることも否めず、そのような場合には、生徒や他の教員とのコミュニケーションの中で、あるいは、相手方の改善措置などを通じて、これらの課題を解決していくことが求められ」、「日常的に生徒の指導育成に当たる教員の言動の適切性等に関する課題は使用者の改善措置等を通じた解決が期待されることを指摘し、「使用者の改善措置によっても容易に矯正しがたい素質、性格に基因する不適格な行為があったというには慎重な検討を要するものというべきである」としたうえで、学園が指導等を尽くさず、本件解雇を突然行ったことの不当性を指摘しました。

さらに、中労委において和解が試みられた際に、学園は解雇事由をすべて認識しながら、雇用継続を前提とした和解案を提示していたにもかかわらず、和解勧告を拒否して突然解雇したことの不自然性を指摘したことは、本件解雇が不当労働行為によるものであるとの私たちの主張を受け止めたものと理解しています。

また学園が解雇理由書にない吉田教諭の勤務上の事例を報告書等で提出してきたことについて、東京高裁は、吉田教諭と組合が「県労働委員会に対して救済命令の申立てをした後になってから作成されたもの」、「解雇から数年以上前の出来事であったり、その経緯や問題性が少なからず判然としないものであって、本件解雇理由として考慮することは相当でない」などとして、学園の証拠を採用しませんでした。

東京高裁が、吉田教諭に対する本件解雇が無効であり、解雇権濫用にあたりと判断したことを踏まえ、学園が争議の全面解決に向け、現在係争中の争議を一刻も早く終結させ、吉田教諭の職場復帰を速やかにおこない、労使関係の正常化をはかることを強く求めます。

私たちは、「差別をなくす」「人権を守る」ことは、教育の場でこそ、より尊重されなければならないと考えています。教職員が安心して教育活動に専念でき、生徒一人ひとりが大切にされる学校をつくっていくため、今後も引き続き奮闘していく決意です。

以上

2022年6月30日

帝京長岡高等学校職員労働組合

新潟県私立学校教職員組合連合